

## 第6章 仙台市の防災対策・支援

仙台市における分譲マンションの防災対策や支援には、以下のものがあります。

### ■分譲マンションの耐震化促進事業

〔都市整備局 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL：214-8306〕

※対象となる分譲マンション

- ・昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- ・区分所有法が適用される分譲マンションで、2以上の区分所有者が存する建物で人の居住に供する専有部分があるもの
- ・延べ面積の1/2を超える部分が居住の用に供されているもの
- ・耐火建築物または準耐火建築物であるもの

以上の条件を全て満たす分譲マンションの管理組合が対象となります。

#### ①耐震化相談員派遣事業

仙台市が専門家の相談員を無料で派遣し、耐震化について適切な助言や情報の提供等を行います。

〔限度〕 5回以内

#### ②耐震予備診断支援事業

仙台市が「耐震診断技術者」を派遣し、耐震対策を支援します。

〔費用負担〕 23,760円（診断費用237,600円のうち、9割を仙台市が負担）

#### ③耐震精密診断補助金交付事業

耐震精密診断に要する費用の一部を補助します。

〔補助額〕 耐震診断に要する経費の1/2以内（限度額100万円）

#### ④耐震改修工事補助金交付事業

耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

〔補助額〕 耐震改修工事に要する費用の1/2以内（限度額：1住戸当たり30万円）

### ■分譲マンションの管理相談

〔都市整備局 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL：214-8306〕

分譲マンションの区分所有者、管理組合役員、居住者等を対象に、マンション管理士（必要に応じて弁護士）による相談対応を受け付けています。

#### ①マンション管理士による相談

〔相談日時〕 毎月第3土曜日 13時～16時（予約制）（相談時間は1時間目安）

〔相談場所〕 行政困りごと相談所 藤崎一番町館6階（青葉区一番町3-4-1）

〔申込〕 随時

#### ②弁護士による相談

〔相談日時〕 原則として、平日10時～17時

〔相談場所〕 弁護士事務所もしくは弁護士の指定した場所

〔申込〕 希望日の7日前まで

## ■ 専門家派遣による分譲マンションの管理支援

[都市整備局 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL : 214-8306]

管理運営に問題を抱えている分譲マンションを支援するため、仙台市が管理組合等の会合に専門家を無料で派遣し、適切な助言や情報提供を行います。

[相談日時] 管理組合等の指定する日時（1回の相談時間は2時間を目安）

[相談場所] 管理組合等の指定する場所（総会、理事会、修繕委員会等）

[申込] 派遣希望日の7日前まで

（なお、派遣には条件がありますので事前にご相談ください。）

## ■ 専門家派遣による防災マニュアル作成支援

[都市整備局 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL : 214-8306]

仙台市が専門家を無料で派遣し、防災活動の手法や手続き、防災マニュアルの作成等について助言を行います。

[限度] 5回（1回の相談時間は2時間を目安）

[相談場所] 管理組合等の指定する場所（総会、理事会、修繕委員会等）

## ■ 市の都防災力向上マンション認定制度

[都市整備局 住宅政策課 マンション管理支援係 TEL : 214-8306]

マンションにおける防災活動の更なる充実や、建物の防災性能の向上を図ることを目的に、マンションの防災力を仙台市が認定します。

認定されたマンションには認定マークが交付されるほか、マンション名や防災に関する特徴的な取り組みが市のホームページに掲載されます。

## ■ マンションの町内会活動支援

[各区役所・宮城総合支所まちづくり推進課・秋保総合支所総務課]

・マンション居住者が町内会活動を行うには、次の2つのパターンがあります。

①マンション全体で単独の町内会を新たに設立

②すでにある近隣町内会に加入

（詳細は各区役所・総合支所にお問い合わせください。）

○主な助成制度

・町内会等育成奨励金

町内会加入世帯数×530円（平成30年度現在）

・地区集会所建設等・借上補助

集会施設の新築・修繕・借上げ等の経費の一部を補助

・広報誌等配布謝礼金

市政だより等の配布に対する謝礼（問合先 各区役所総務課）

青葉区 TEL : 225-7211

宮城総合支所

TEL : 392-7211

宮城野区 TEL : 291-2111

若林区 TEL : 282-1111

太白区 TEL : 247-1111

秋保総合支所

TEL : 399-2111

泉区 TEL : 372-3111

## ■ 災害時要援護者情報登録制度

[健康福祉局 社会課 TEL : 214-8158]

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その情報を町内会などの地域団体へ提供します。地域における避難支援体制づくりを進めることを目的としています。